［別紙2］

本人の意思推定又は本人にとっての最善の利益に基づく代行決定のためのアセスメントシート

【作成日】 令和　2年　11月　9日

本人	岡 山 一 郎	アセスメント実施者	玉 野 士 郎　本人との関係（ 後 見 人 ）
実施日	令和　2年　11　月　8　日　午前11時 ～ 午後0時　（第　3　回）　場所（ 病院相談室 ）		
ミーティング参加者 参加がある場合は□にチェックして（　）に立場・氏名等を記入してください	■本人　■親族（ 長男 岡山太郎 ） ■ケアマネ-ジャ-（ 津山花子 ）□ヘルパー（　）□その他福祉関係者（　） □行政担当者（　）□その他行政関係者（　） □地域包括支援センター（　）　□障がい者相談支援センター（　） □医師（　）　□看護師（　） ■医療ソーシャルワーカー（ 備前桜子 ）　□その他医療関係者（　） ■民生委員（ 倉敷夢子 ）　□その他地域関係者（　）		
検討した課題は何ですか（居所の選定・親族への経済的支援・重要な財産の処分等）	（居所の選定）退院後の生活の場につき，日時を変えて2回の意思決定支援ミーティングを開催するも，本人の意思確認が困難であった。意思決定の期限が迫っており，これ以上延長すると本人に不利益となるため，本人が意思表明できるとしたらどのような意思になるのか推定できるか検討することとした。		
代行決定がやむを得ない事情は何ですか	■意思《形成》支援，意思《表明》支援を尽くしても，本人が意思決定ができず，かつ，意思決定の期限が迫っており，これ以上先延ばしにすることが本人の不利益となる場合　⇒　下記①へ □本人の意思内容が，本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害する場合 □本人が，経済的な事情等により著しく実現困難な選択肢を希望し続ける場合 } 下記②へ ■上記を選択した理由：入院先の病院の退院期限が迫っており，退院先について意思決定支援を尽くしても，ご本人の意思が明確に判断できないことから，意思推定すべきと判断した。		
①本人の意思推定に基づく代行決定	本人の意思推定は可能ですか	■　推定可能　⇒　①本人の意思推定に基づく代行決定へ 可能と判断した理由：倒れる前に，本人がいろいろな人に自分の将来について，話していたため。 □　推定困難　⇒　②本人にとっての最善の利益に基づく代行決定へ 困難と判断した理由：	
	本人の意思推定のための根拠となり得る本人の言動，エピソード，生活歴，好み等の具体的情報		
	信頼している民生委員には，「そろそろ一人暮らしは限界かもな。」，「入所するならデイ併設の施設だな。」と発言していた。後見人には，「長男には迷惑をかけたくない。」，「お金のことが心配。」とよく話していた。亡妻との思い出が詰まっている自宅にある家族の写真を大切にしている。		
	本人自らが意思決定することができたとすれば，どのような意思決定を行うと推定できますか		
	できれば，亡妻との思い出の詰まった家で生活したいが，一人暮らしができないのであれば，行き慣れたデイサービス併設の特別養護老人ホームに入所する。 □本人の推定意思が，本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害するものである □本人の推定意思が，経済的な事情等により著しく実現困難な選択肢である } 下記②へ		
②本人にとって最善の利益に基づく代行決定	把握できる限りの本人の生活歴，好み，価値観等に関する情報		
	選択肢（メリット・デメリット）		
	□選択肢① ●メリット　●デメリット □選択肢② ●メリット　●デメリット		
	結論：最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由		
	代行決定の内容： 選択した理由：		
ガイドラインに即して対応したかどうかをチームで確認して，OKであれば，□にチェックしてください	■本人が意思決定支援を受ける機会が確保されていたことを確認した ■本人にとって重要な情報を十分に確認した ■支援のしやすさを優先して，支援者のための根拠付けになっていないことを確認した ■結論を先に周囲が決めてしまい，後付けの根拠資料として使っていないことを確認した		
チームの方針	検討課題についてどのような方針に決まりましたか（チームの役割や支援方針等を記載してください）		
	後見人は，デイサービス併設の特別養護老人ホームへ入所申込みを行う。入所できるまでは，同施設のショートステイを利用する。また，自宅にいるのと変わりないような環境にあるよう，亡妻の写真や家具等を運び込み，ストレスを感じないような施設生活ができるように意思実現支援を行う。施設の職員を含めてチーム会議を開催し，入所時に安心してもらえるような配慮をする。		